

## 【平成28年度帯広市森林整備計画の変更について】

森林法等の改正により地域森林計画が変更となったことから、当該計画に適合するよう見直します。

変更点① コンテナ苗、伐採と造林の一貫作業システムについて加筆。

変更点② 鳥獣害防止森林区域の設定。

変更点③ 照査等による森林資源量の変動に合わせて、本文の一部および別表の見直し。

変更点④ 事務取扱に関する「市町村森林整備計画制度等の運用について」の改正等に  
従い表題および記載順の整理。

### 『鳥獣害防止森林区域』の設定に関する経過等

▷ 5月 森林法の改正

▷ 11月 鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準（28林整研第180号 林野庁長官通知）の通知  
→ 別紙①

▷ 12月 国のモニタリング調査および北海道のエゾシカ調査のデータが北海道より配布

※ 被害の程度が考慮されない定性的な調査結果

▶ 区域（案）：国と北海道の調査結果が重複している林班に限定して設定 → 別紙②

▶ 鳥獣害等の専門知識を有する者からの意見聴取（必須）

→ 帯広市農業施策推進委員会による鳥獣被害防止計画に関する第三者意見を担当いただいている  
帯広畜産大学保全生態学研究室 赤坂卓美 助教 に引き受けていただきました。

▶ （本日）森林整備計画実行管理推進チーム会議にて検討

### ● 変更作業に関わる今後の予定

1月 24日（火） 実行管理チーム会議（案について検討）

31日（火） チーム会議の意見に基づき修正後、市長まで決裁

2月 1日（水） 公告・縦覧（開始）・・・ 概ね1か月

27日（月） 公告・縦覧（終了）

3月 3日（金） 国への意見聴取・道への協議（必着）

31日（金） 計画の決定 ⇒ 公表